

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>民生委員・児童委員が、多様化する住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談・援助活動を行うために必要な知識及び技術を習得するため、委員の経験年数や役割に応じた研修を実施することとし、その企画及び実施業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位民生委員・児童委員協議会会長研修 ・単位民生委員・児童委員協議会幹部研修 ・中堅民生委員・児童委員研修 ・新任民生委員・児童委員研修 ・中堅主任児童委員研修 ・新任主任児童委員研修 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当事業を実施するためには、県内全域の民生委員・児童委員活動の実情に通じ、地域福祉に関する専門的な知識・経験を有し、かつ効果的な研修内容を企画立案し、これらを実行するためのノウハウや市町村などとの連絡調整能力を有している必要がある。</p> <p>これらの全ての条件を満たす実施主体は、県内の全民生委員・児童委員で構成され、日頃から民生委員活動に関する調査研究や連絡調整等を実施している唯一の県域団体である、岐阜県民生委員児童委員協議会以外にはない。</p>